

那須塩原市教育振興基本計画

平成 29 年度～平成 33 年度

(2017～2021)



平成 29 年 3 月

那須塩原市教育委員会

▶目次

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の実効性の確保	4

II 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少・少子高齢化の進展	6
2 グローバル化の進展	7
3 知識基盤社会の到来	7
4 家庭・地域社会の変化	8
5 所得格差の拡大と貧困	8

III 基本理念・基本目標・基本施策

1 基本理念	10
2 基本目標・基本施策	11

IV 施策の体系

○ 施策の体系	14
---------	----

V 施策の展開

1 基本施策① 学校教育環境の整備	18
2 基本施策② 学校教育の充実	23
3 基本施策③ 健全な青少年の育成	27
4 基本施策④ 生涯学習の充実	30
5 基本施策⑤ 芸術・文化環境の充実	34
6 基本施策⑥ 生涯スポーツの充実	37

I 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の実効性の確保

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 平成18年に改正された教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、「知・徳・体」の調和がとれ、「生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として、国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。

- こうした法の理念を達成するため、国においては、平成20年7月、「教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図り、次いで平成25年6月には、グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化を背景として、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を掲げ、「第2期教育振興基本計画」を策定し、平成29年度までの5年間の教育の基本的方向性を示しました。
また同法では、これと同時に、地方公共団体においても、地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされました。

- これを受け、栃木県においては、平成23年3月に策定した「とちぎ教育振興ビジョン（第三期）」に基づき、平成27年度までの教育施策が推進され、さらに、平成27年度末には、平成28年度から平成32年度までの「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」を策定し、本県の今後5年間に取り組むべき教育施策の方向性が示されたところです。

- こうした中、本市においては、これまで毎年、「那須塩原市教育行政基本方針」を示し、教育施策の推進を図ってきたところですが、今後、これら国や県の教育振興基本計画を参酌し、本市の教育施策に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、この度、向こう5年間の教育施策の基本的な方向性を示す「那須塩原市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画となるものであり、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画となる「第2次那須塩原市総合計画」の教育分野の部門別計画としても位置付けられるものです。

【教育基本法第17条 一抜粋一】

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

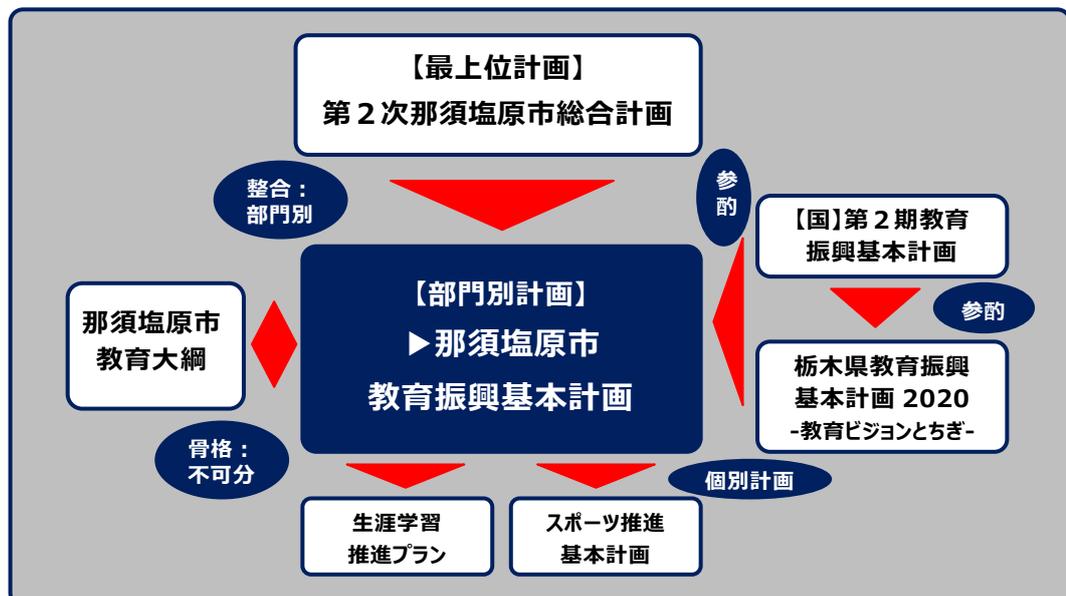
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づく、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（那須塩原市教育大綱）については、本計画の骨格となるものです。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項 一抜粋一】

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。



3 計画の期間

- 平成29年度から平成33年度までの5年間とします。
- ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

<整合又は参酌すべき計画>

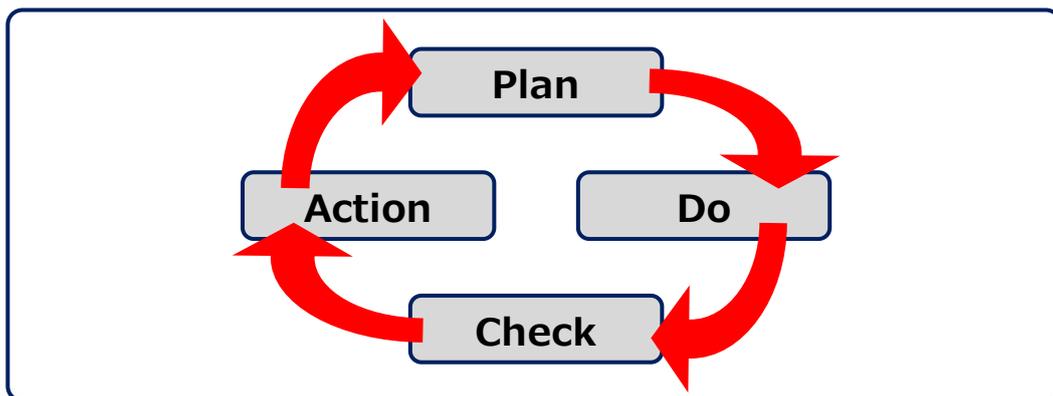
- 【整合】第2次那須塩原市総合計画（前期基本計画）：平成29年度～平成33年度
- 【参酌】国の第2期教育振興基本計画：平成25年度～平成29年度
- 栃木県教育振興基本計画2020：平成28年度～平成32年度

<各計画との計画期間の関係>

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第1次那須塩原市総合計画（後期基本計画）					第2次那須塩原市総合計画（前期基本計画）				
国の教育振興基本計画（第2期）						国の教育振興基本計画（第3期）			
とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）			栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－						
					那須塩原市教育大綱				
					▶ 那須塩原市教育振興基本計画				

4 計画の実効性の確保

- 本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより、計画の実効性を確保していくこととします。



■ PDCAサイクル

Plan	▶ 教育振興基本計画・実施計画（2か年ローリング）・予算（毎年）
Do	▶ 事業の実施
Check	▶ 点検・評価（教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価）
Action	▶ 改善（実施計画及び予算に反映）

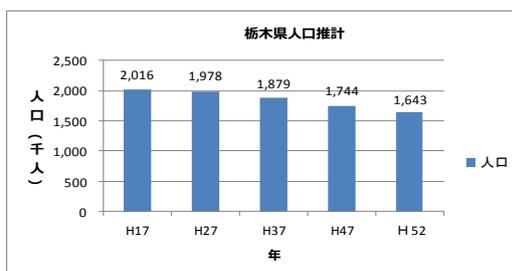
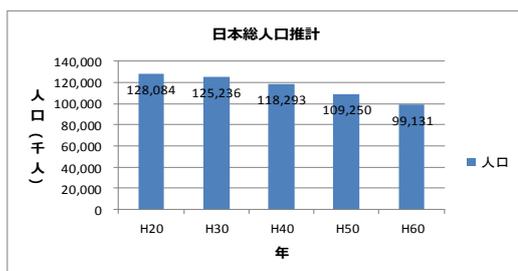
II 教育を取り巻く社会の状況

- 1 人口減少・少子高齢化の進展
- 2 グローバル化の進展
- 3 知識基盤社会の到来
- 4 家庭・地域社会の変化
- 5 所得格差の拡大と貧困

II 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少・少子高齢化の進展

- 今、我が国は、人口減少と急速な少子高齢化の進展というかつて経験したことのない課題に直面しています。
- 戦後、増加を続けてきた我が国の総人口は、平成20（2008）年の1億2808万人をピークに減少に転じ、平成60（2048）年には、1億人を切ることが予想されています。
- 栃木県においても、平成17（2005）年の201万6千人をピークにその後人口減少を続け、平成52（2040）年までに、37万3千人減少し、164万3千人になるものと推計されています。年齢別人口構成では、生産年齢人口（15～64歳）割合の減少と老年人口（65歳以上）割合の増加が続くことが予想されています。
- こうした状況は、本市においても例外ではなく、平成27（2015）年の11万7千人から、その後減少を続け、平成52（2040）年には、1万2千人減少し、10万5千人になると推計されています。さらには、総人口が減少する中、年少人口（0～14歳）が約3割減少する一方で、老年人口が約3割増加するといった、少子高齢化が一層進んだ状況になることが予想されています。
- 経済や社会を支える中心的役割を担う世代の人口が減少し、活力の低下が懸念される状況の中、今後、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかが求められています。

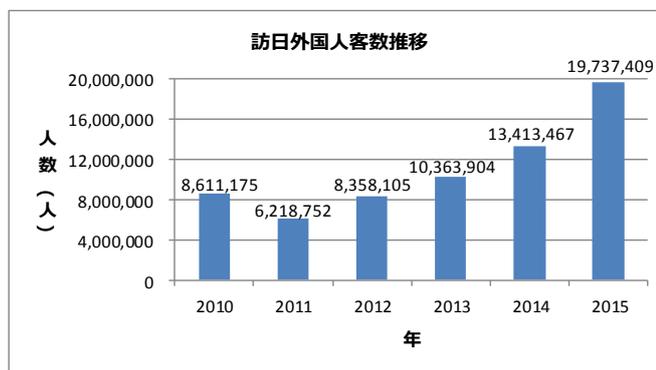


【資料】

那須塩原市人口推移の H17・H22・H27 の人口は国勢調査、H42・H52 はコーホート要因法を基に市独自推計。それ以外は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計による。

2 グローバル化の進展

- 現在、世界は、これまでとは比較にならないほど急速にグローバル化が進展しています。情報通信技術の進展や輸送、交通手段の飛躍的な発達によって、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて大規模かつ迅速に行き交い、地球規模で様々な共通の課題に直面するようになりました。
- グローバル化が本格的に到来した今、これからの国際社会で活躍するためには、子どもの頃から異文化に触れ、国際的なものの考え方やコミュニケーション能力を身に付け、主体的に考え、行動することができるようになることが求められています。



【資料】
日本政府観光局（訪日外客数）から。

3 知識基盤社会の到来

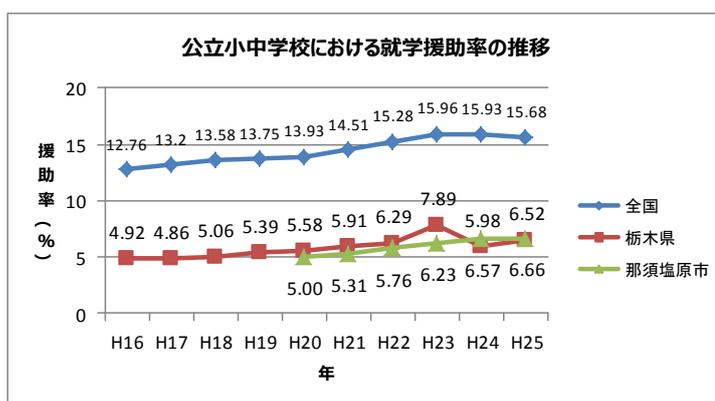
- 21世紀の社会は、知識基盤社会と言われています。新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。知識基盤社会においては、知識に国境がないことから、グローバル化が一層進展し、技術革新が地球規模で絶え間なく生まれるなど、予測を超えたスピードで社会が変化し、一層多様化が進展しています。
- とりわけ近年では、急速に進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされています。
- こうした人工知能などの急速な進化は、社会や生活に便利さや豊かさを与えてくれることが期待される一方で、人間の仕事を奪い、人間にとって脅威になるのではとの懸念も生まれています。
- 本格的な知識基盤社会の到来を迎えた現在、幅広い知識を身に付けることはもとより、その知識を自分のものとして使いこなす柔軟な思考力と判断力を身に付けることがより一層求められています。

4 家庭・地域社会の変化

- 近年、急速に都市化・過疎化が進行し、家族の形態は、変容してきています。また、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域社会のつながりが希薄化する傾向にあり、人々の孤立化が懸念されるとともに、我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、規範意識の次世代への継承が危ぶまれています。
- 今後、グローバル化が一層進展する中、国際化を図りつつ、日本人としてのアイデンティティを確立するためには、我が国の伝統や文化、規範意識の絶え間ない継承が必要であり、学校・家庭・地域が連携し、地域社会のつながりを再構築することが求められています。

5 所得格差の拡大と貧困

- 近年、我が国では、所得格差が拡大傾向にあり、子どもの相対的貧困率は、1990年代半ば頃から上昇傾向にあります。経済的理由で就学が困難と認められ、就学援助を受けている小中学生の割合は、近年、全国では、15%台で推移しており、高止まり傾向にあります。栃木県においても、その傾向はおおむね同様であり、本市においても、増加傾向にあります。
- 親の貧困が子どもを貧困に陥らせる「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、適切な支援を行い、教育の機会均等を図る必要があります。



【資料】

国及び栃木県については、文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」から。市については、独自調査による。

III 基本理念・基本目標・基本施策

- 1 基本理念
- 2 基本目標・基本施策

Ⅲ 基本理念・基本目標・基本施策

1 基本理念

- 国の第2期教育振興基本計画の理念「自立」「協働」「創造」と、第2次那須塩原市総合計画の将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」及び教育部門の基本政策「未来を拓く心と体を育むために」を踏まえ、本市の市民全体を対象とする教育振興基本計画の基本理念を次のとおり掲げ、この基本理念の実現に向け、各施策に取り組んでいくこととします。

<基本理念>

**未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み
生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり**

- 我が国の社会は今、かつて経験したことの無いスピードで変化し続けています。グローバル化の進展、人口減少社会への突入、少子高齢化の一層の進行、知識基盤社会の本格到来など、急速に社会が変容しています。
- この劇的に変化を遂げる社会に的確かつ柔軟に対応し、市民が生き抜いていくためには、一人ひとりの自立した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していく必要があります。
- そのためには、自らの将来を新たな価値で切り拓くことができるたくましい創造力と、自分とは異なる多様な考えや文化を理解、尊重し、他者を思いやることのできる豊かな想像力とを身に付ける必要があります。
- こうした力を身に付けるためには、「確かな学力・体力」の向上、「社会力」の向上、「豊かな心（感性）」の育成という児童生徒の「生きる力」の育みを基本とする本市学校教育の基本方針である「人づくり教育」の一層の充実が不可欠です。
- そして、その学校教育で培った「生きる力」を礎に、市民が生涯にわたって、それぞれのライフステージに応じ、人とつながりながら主体的に学び続けることで、社会の一員として自分らしく生き抜くために必要な「創造力」と「想像力」が備わってくると考えます。
- 市民がこれらの力を身に付けることは、まさに国が掲げる今後の社会の方向性である「自立」「協働」「創造」の3つの理念、加えて本市将来像「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の実現にほかなりません。
- 以上のことから、本市は今後5年間、「未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み 生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり」を教育の基本理念に掲げ、各施策に取り組んでいきます。

2 基本目標・基本施策

- 基本理念の実現を図るために、次の2つの基本目標と6つの基本施策を掲げ、取り組んでいきます。

<2つの基本目標と6つの基本施策>

基本目標	基本施策
①未来への飛躍の礎を築く	▶ ①学校教育環境の整備
	▶ ②学校教育の充実
	▶ ③健全な青少年の育成
②生きがいのある充実した人生を築く	▶ ④生涯学習の充実
	▶ ⑤芸術・文化環境の充実
	▶ ⑥生涯スポーツの充実

<6つの基本施策の目指すところ（ねらい）>

- 基本施策の目指すところ（ねらい）を明らかにした上で、それぞれの分野において具体的な事業を展開していきます。

●基本施策① ▶ 学校教育環境の整備

<目指すところ（ねらい）>

- 安全で快適な教育環境を整備し、児童生徒が教育環境の充実した学校で生き生きと活動することができ、学力・体力などの向上に寄与することを目指す。

●基本施策② ▶ 学校教育の充実

<目指すところ（ねらい）>

- 主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指す。

● 基本施策③ ▶ 健全な青少年の育成

<目指すところ（ねらい）>

- 学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで未来を担う子どもを育てる意識を持ち、「ふるさと那須塩原市」を愛する心豊かでたくましい青少年を育てることを目指す。

● 基本施策④ ▶ 生涯学習の充実

<目指すところ（ねらい）>

- 市民一人ひとりが生涯にわたって、それぞれのライフステージに応じ、主体的に学び続ける生涯学習社会の実現を目指す。

● 基本施策⑤ ▶ 芸術・文化環境の充実

<目指すところ（ねらい）>

- 市民が多様な芸術文化に身近に触れ、また、文化財が適切に保存・継承され、市民一人ひとりが地域とその歴史を学ぶことで、ふるさとへの愛着と誇りが生まれる素地を醸成することを目指す。

● 基本施策⑥ ▶ 生涯スポーツの充実

<目指すところ（ねらい）>

- 市民一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じて運動やスポーツに親しめる生涯スポーツの普及を目指す。

IV 施策の体系

- ▶ 基本理念
 - ▶ 基本目標
 - ▶ 基本施策
 - ▶ 具体的な施策
 - ▶ 取組内容

IV 施策の体系

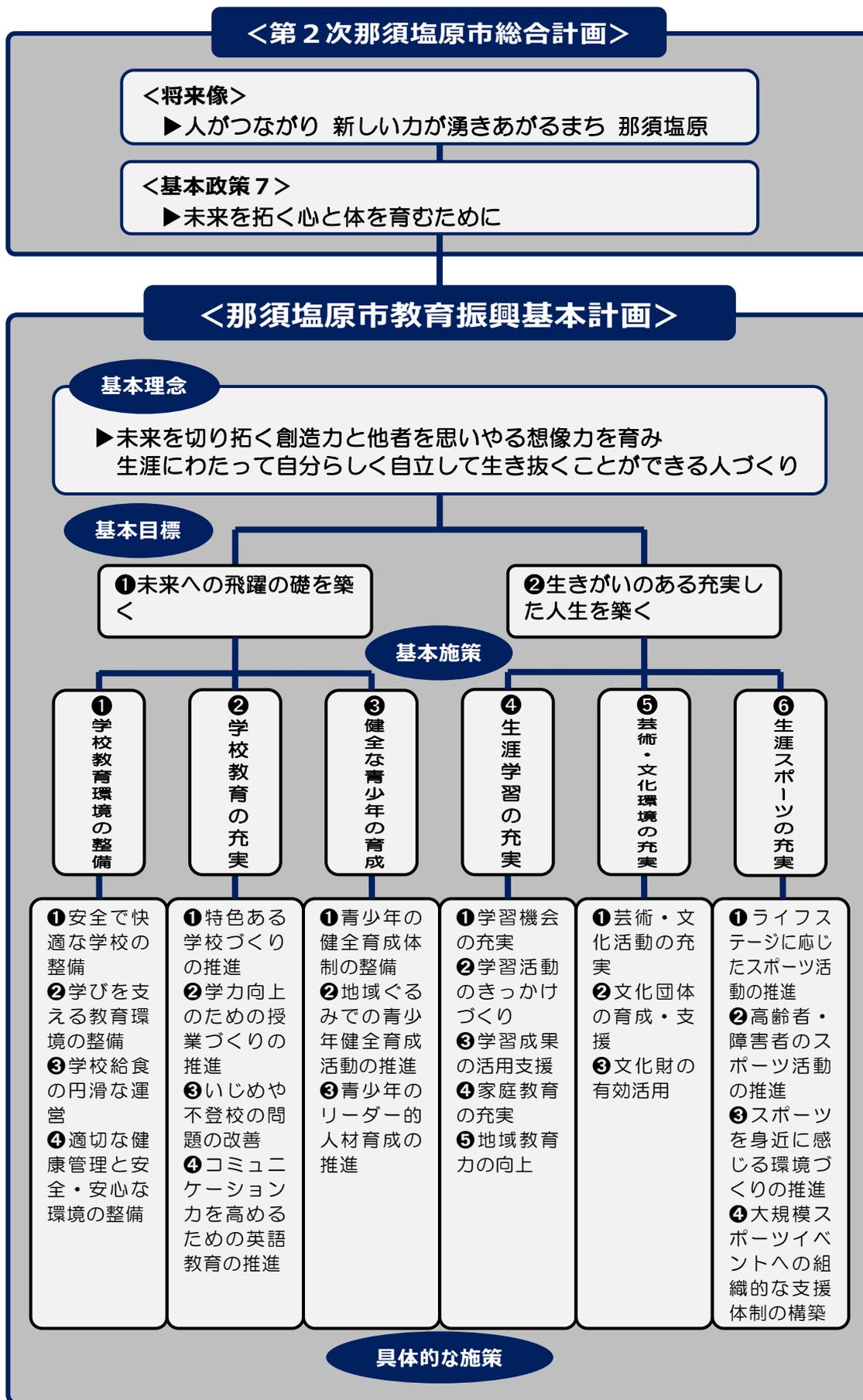
基本理念

未来を切り拓く創造力と他者を思いやる想像力を育み
生涯にわたって自分らしく自立して生き抜くことができる人づくり

<施策の体系>

基本目標	基本施策	具体的な施策	取組内容
① 未来への飛躍の礎を築く	① 学校教育環境の整備	① 安全で快適な学校の整備	① 施設の建設・改修
			② エアコンの設置
			③ トイレの洋式化
			④ 施設の長寿命化の推進
		② 学びを支える教育環境の整備	① 学校規模の適正化
			② スクールバスの運行
			③ 教材、備品の整備
			④ 奨学資金の給付・貸与
			⑤ 校務支援システムの整備
			⑥ ICT支援員の配置
			⑦ きめ細かな指導をするための人的支援の充実
			⑧ 学校情報セキュリティの強化
	③ 学校給食の円滑な運営	① 安全・安心な学校給食の提供	
		② 食育の推進	
		③ 学校給食調理の民間委託の拡大	
		④ 給食費滞納対策の強化	
	④ 適切な健康管理と安全・安心な環境の整備	① 児童生徒の健康診断の適切な実施	
		② アレルギーへの適切な対応	
		③ 通学路の交通安全対策の構築	
② 学校教育の充実	① 特色ある学校づくりの推進	① 小中一貫教育（義務教育学校を含む）の充実	
		② 学校評価や学校評議員制度の充実	
		③ 学校と家庭・地域の連携の充実	
		④ 各学校の特色ある教育活動の支援の充実	
		⑤ 児童生徒のスポーツ・文化活動の支援の充実	
	② 学力向上のための授業づくりの推進	① 新しい時代に必要となる資質・能力を育成する授業づくりの推進	
		② ICT機器を有効活用した授業の工夫	
	③ いじめや不登校の問題の改善	① hyper-QUを活用した学級経営の充実	
		② 教育相談体制の充実	
		③ 適応指導教室及び宿泊体験館メーブルの運営の充実	
	④ コミュニケーションを高めるための英語教育の推進	① 小中一貫英語教育カリキュラムの充実	
		② A L Tの有効活用	
③ リンツ市との中学生交流の充実			
③ 健全な青少年の育成	① 青少年の健全育成体制の整備	① 青少年健全育成組織の充実	
		② 巡回指導活動及び相談体制の充実	
		③ 正確な知識の普及と啓発活動の推進	
	② 地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進	① 子どもを守る活動の推進	
		② 青少年の社会参加促進	
	③ 青少年のリーダー的人材育成の推進	① 生活体験や自然体験の充実	
		② 青少年健全育成団体への支援	
	③ 青少年のリーダー育成		

② 生きがいのある充実した人生を築く	④ 生涯学習の充実	① 学習機会の充実	① 専門的学習機会の提供及び内容の充実 ② ライフステージに合わせた社会教育施設での講座、展示会、研修等の実施 ③ 社会教育施設の整備及び適正な管理				
		② 学習活動のきっかけづくり	① イベントを通じた継続的な学習意欲の向上及び参加意識の醸成 ② 市広報誌、情報誌や市ホームページ、SNS等による学習情報の提供 ③ 子どもの読書活動の支援				
		③ 学習成果の活用支援	① 市民講師による講座の実施 ② 育成した指導者による生涯学習活動等への支援 ③ 講座等を通じて形成された自主活動グループへの支援				
		④ 家庭教育の充実	① 家庭教育相談体制の充実（家庭教育アドバイザーの活用） ② 家庭教育支援事業の実施 ③ 親学習等を通じた学びと交流機会の提供				
			⑤ 地域教育力の向上	① 地域学校協働本部の設置及び支援 ② 地域コミュニティ組織の育成及び活動支援 ③ 地域コーディネーターの育成			
				⑤ 芸術・文化環境の充実	① 優れた芸術・文化に触れる機会の提供 ② 小中学生に向けた鑑賞事業の実施 ③ 地元音楽家等の人材の活用と新たな発掘 ④ 文化施設の適正な管理運営 ⑤ 文化施設の整備・改修の実施 ⑥ アートを活用したまちづくりの推進		
		② 文化団体の育成・支援				① 市民文化団体活動への支援 ② 文化協会本会及び支部の運営、活動への支援	
		③ 文化財の有効活用	① 新たな文化財の指定と既存の文化財の保護と維持管理 ② 無形民俗文化財保存団体への支援 ③ 文化財を活用した地域活性化の推進				
		⑥ 生涯スポーツの充実	① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進			① 気軽に楽しめるニュースポーツ事業の促進 ② 市民が親しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 ③ スポーツへの関心を向上させるための情報発信力の強化	
						② 高齢者・障害者のスポーツ活動の推進	① 高齢者が地域で身近に親しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及・情報発信 ② 障害者スポーツの普及促進
							③ スポーツを身近に感じる環境づくりの推進
			④ 大規模スポーツイベントへの組織的な支援体制の構築	① スポーツボランティア組織の構築 ② 県や競技団体との連携によるアスリートの育成 ③ 各種競技団体等の体制強化、競技力向上への支援 ④ 指導者への資質向上に向けた支援 ⑤ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致			



V 施策の展開

- 基本施策①
- 基本施策②
- 基本施策③
- 基本施策④
- 基本施策⑤
- 基本施策⑥

V 施策の展開

■ 基本目標 ▶ 未来への飛躍の礎を築く

1 基本施策① 学校教育環境の整備

<目指すところ（ねらい）>

○安全で快適な教育環境を整備し、児童生徒が教育環境の充実した学校で生き生きと活動することができ、学力・体力などの向上に寄与することを目指す。

■ 現状と課題

- これまで本市は、児童生徒が安全で快適に学ぶことができるよう、教育環境の整備を図ってきました。
- 学校施設の耐震化は、平成27年度に終了しましたが、体育館など老朽化している施設が多く残っていること、また、近年の夏季における厳しい暑さや生活様式の変化への対応の必要性などから、施設や設備の改修等の推進による、安全で快適に学べる教育環境の整備が求められています。
- また、児童生徒数が減少傾向にあることから、引き続き学校規模の適正化に取り組んでいくとともに、老朽化した共同調理場についても、その改築と併せて、民間活力の活用や調理場の集約を図るなど、より一層効率的な運営が求められています。
- さらに、教育の機会均等を図るため、経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、必要な就学援助を行うほか、学ぶ意欲がありながら、経済的理由で修学が困難な生徒等に対し、奨学資金の支援・拡充が求められています。
- また、いじめや不登校の問題への適切かつ丁寧な対応や、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応も求められているところです。
- 一方、教職員が職務に精励でき、特色ある学校づくりに積極的に取り組めるような学校環境を整えるために、教職員事務のシステム化など、教職員への支援も求められているところです。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ 安全で快適な学校の整備
具体的施策②	▶ 学びを支える教育環境の整備
具体的施策③	▶ 学校給食の円滑な運営
具体的施策④	▶ 適切な健康管理と安全・安心な環境の整備

● 具体的施策① 安全で快適な学校の整備

▶ 取組内容

① 施設の建設・改修

- 児童生徒の安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した校舎や体育館などの学校施設の計画的な建替えや維持修繕、改修を進めます。

② エアコンの設置

- 近年の厳しい暑さが続く夏季においても、児童生徒がしっかりと学べる快適な学習環境を整えるため、全小中学校等の普通教室へのエアコンの設置を進めます。

③ トイレの洋式化

- 生活様式の変化により、和式トイレを使用することのできない児童生徒が増えていることから、児童生徒が快適に学校生活を送れるようにするため、トイレの洋式化を進めるとともに、衛生面の向上を図るため、トイレの床のドライ化を進めます。

④ 施設の長寿命化の推進

- 学校施設の長期有効活用を図るため、長寿命化計画を策定し、この計画に基づき、建物の耐久性等の向上及び建物の維持管理費用の縮減に取り組みます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
全小中学校等普通教室へのエアコンの整備率	2.5%	100%

● 具体的施策② 学びを支える教育環境の整備

▶ 取組内容

① 学校規模の適正化

- 学校の小規模化などの課題に対応するため、学校規模の適正化について検討を進めます。なお、学校規模の適正化の検討に当たっては、地域の実情を十分に考慮しながら行うものとします。

② スクールバスの運行

- 統廃合などで遠距離を通学することになった児童の通学の負担を軽減するため、必要な地域でのスクールバスを運行します。

③ 教材、備品の整備

- 学校での教育活動を充実させるため、必要な教材及び備品の整備を図ります。

④ 奨学資金の給付・貸与

- 学ぶ意欲と能力があるにもかかわらず経済的な理由で修学が困難な高校生や大学生等に対し、教育の機会均等を図るため、奨学資金の給付及び貸与を行います。

⑤ 校務支援システムの整備

- 教職員の事務に係る負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間をより多く確保するため、校務支援システムの整備充実を図ります。

⑥ ICT支援員の配置

- 電子黒板やタブレット端末などのICT機器を教職員が効果的に活用することができるよう、ICT支援員（教育情報推進員）を配置し、ICT機器を活用した授業の充実を図ります。

⑦ きめ細かな指導をするための人的支援の充実

- 学校規模など各学校の実情に応じた市採用教師等の配置により、学習指導や児童生徒指導におけるきめ細かな指導・支援体制の充実に努めます。

⑧ 学校情報セキュリティの強化

- 学校が保有する情報資産を安全に利活用するため、情報セキュリティポリシーの遵守徹底を図ります。

⑨ 準要保護の認定に係る事務の適正な実施

- 経済的理由で小・中学校（義務教育学校を含む）に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、準要保護の認定を適正に行い、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。

⑩ スクールソーシャルワーカーの有効活用による家庭への支援の充実

- いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対し、早期かつ適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーの適正配置及び有効活用により、問題を抱える児童生徒や家庭への支援の充実を図ります。

⑪ 特別支援教育の充実

- 障害のある児童生徒がそれぞれの能力や特性に応じた教育が受けられるよう、教職員の指導力の向上を図るとともに、将来への自立や社会参加に向け、インクルーシブ教育（障害の有無によらず、可能な限りともに学ぶこと）を視野に入れながら、関係機関との連携による継続性・一貫性のある支援体制の充実に努めます。

⑫ 発達支援体制の充実

- 発達支援システムに基づき、関係機関が連携しながら、サポートを必要とする児童生徒に対して、一貫した支援を行います。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H27（基準）	H33（目標）
スクールソーシャルワーカーの配置数	1人	5人

● 具体的施策③ 学校給食の円滑な運営

▶ 取組内容

① 安全・安心な学校給食の提供

- 学校給食共同調理場及び自校調理校において、より一層、安全衛生管理に努めるとともに、給食の各種検査を実施し、児童生徒に安全・安心な学校給食を提供していきます。

② 食育の推進

- 新鮮で安全な地場産物を積極的に導入するとともに、行事にまつわる料理の提供や給食だよりなど給食に関する情報の提供を行うなど、学校給食を生きた教材として活用することで、食育の充実を図ります。

③ 学校給食調理の民間委託の拡大

- 安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、学校給食の調理及び配送の民間委託化を進めていきます。

④ 給食費滞納対策の強化

- 学校給食における受益者負担の公平性を確保するため、収納体制の充実・強化を図り、給食費滞納対策の強化を図ります。

⑤ 学校給食共同調理場の建設

- 将来にわたって、安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、老朽化した学校給食共同調理場の建替えを実施します。

⑥ 学校給食施設及び設備の改修

- 学校給食の提供に必要な施設や設備について、効率性や衛生性、安全性を高めるための必要な改修・更新を図ります。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
地場産物活用状況の割合	23.4%	50%

● 具体的施策④ 適切な健康管理と安全・安心な環境の整備

▶ 取組内容

① 児童生徒の健康診断の適切な実施

- 児童生徒の健康状態を的確に把握し、適切な健康管理と指導を行うため、定期健康診断・各種健診を適切に実施します。

② アレルギーへの適切な対応

- アレルギー疾患を有する児童生徒を的確に把握し、「那須塩原市小・中学校アレルギー対応マニュアル」に基づき、児童生徒の安全性の確保を最優先した食物アレルギー等への適切な対応を行います。

③ 通学路の交通安全対策の構築

- 「那須塩原市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、児童が安全・安心に通学できるよう学校・家庭・地域・その他関係機関が連携しながら、通学路の交通安全対策に取り組みます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
通学路合同点検箇所のうち対策が行われた箇所の割合	24.8%	50%

■ 基本目標 ▶ 未来への飛躍の礎を築く

2 基本施策② 学校教育の充実

<目指すところ（ねらい）>

- 主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指す。

■ 現状と課題

- 本市の学校教育は、これまで「人づくり教育」を基本方針に、小中一貫教育の導入や授業の在り方の見直しなどをしながら、「楽しさいっぱい 夢いっぱい ふるさと大好き 那須塩原っ子」を目指す子ども像とし、「確かな学力・体力」と「社会力」の向上、「豊かな心」の育成に取り組んできました。
- 変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくための資質・能力を育てるため、児童生徒の学習意欲を引き出し、確かな学力を身に付けさせる授業づくりへの取組が求められています。
- また、国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。
- 一方、本市における児童生徒の不登校の問題は、その改善に向けて引き続き努力していく必要があり、一人ひとりの児童生徒をよく見取り、良さを認め、児童生徒の不安や悩みに対して適切に助言し、支援する体制の整備が求められています。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ 特色ある学校づくりの推進
具体的施策②	▶ 学力向上のための授業づくりの推進
具体的施策③	▶ いじめや不登校の問題の改善
具体的施策④	▶ コミュニケーション力を高めるための英語教育の推進

● 具体的施策① 特色ある学校づくりの推進

▶ 取組内容

① 小中一貫教育（義務教育学校を含む）の充実

- 本市の学校教育の基本方針である「人づくり教育」を推進するため、各中学校区の地域の特色を生かしながら小中一貫教育を実施し、義務教育9年間を通じた学びの連続性・系統性を図る教育活動を実施します。

② 学校評価や学校評議員制度の充実

- 学校運営の改善による教育水準の向上を図るため、学校評価制度及び学校評議員制度による自己評価・外部評価等により、児童生徒がより良い教育活動を楽しめるよう学校運営の改善に努めます。

③ 学校と家庭・地域の連携の充実

- 「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校・家庭・地域の効果的な連携・協働を実現するための取組を推進します。

④ 各学校の特色ある教育活動の支援の充実

- 各学校又は中学校区の実情に応じた特色ある教育活動を展開するための支援の充実を図り、各学校の活性化を図ります。

⑤ 児童生徒のスポーツ・文化活動の支援の充実

- 児童生徒が意欲的にスポーツ・文化活動に取り組むことができるよう、各種大会等への参加に対し、必要な支援を行います。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H27（基準）	H33（目標）
小中一貫教育に「よく対応している」と答える教職員の割合（自己評価）	67%	100%

● 具体的施策② 学力向上のための授業づくりの推進

▶ 取組内容

① 新しい時代に必要となる資質・能力を育成する授業づくりの推進

- 基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、これからの新しい時代に必要な思考力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指した授業づくりを推進するため、「なすしおばら学び創造プロジェクト」を通じた具体的な支援を行い、教員の授業力向上を図ります。

② ICT機器を有効活用した授業の工夫

- ICT機器を効果的に活用した授業を工夫していくことにより、児童生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、学習内容の理解を深めることを目指します。

③ 研修や授業研究会の充実

- 教職員を対象とした各種研修会や、指導力のある優れた教員による師範授業・授業研究会を実施することにより、教職員の指導力向上を図ります。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H27（基準）	H33（目標）
学習指導に「よく対応している」と答える教職員の割合（自己評価）	88%	100%

● 具体的施策③ いじめや不登校の問題の改善

▶ 取組内容

① hyper-QUを活用した学級経営の充実

- hyper-QU（より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート）を活用し、ルールが成立した親和的な学級集団や居心地の良い学級づくりを進めることにより、児童生徒の満足度を高め、不登校の未然防止を図ります。

② 教育相談体制の充実

- 不安を抱える児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、各種相談員やカウンセラー等を適切に配置し、充実した教育相談体制を構築します。

③ 適応指導教室及び宿泊体験館メープルの運営の充実

- 不登校児童生徒の学校復帰や再発防止に向けた指導・支援を行うため、適応指導教室及び宿泊体験館メープルの運営の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指します。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
不登校出現率（小学校）	0.41%	0.30%
不登校出現率（中学校）	4.61%	3.31%

● 具体的施策④ コミュニケーション力を高めるための英語教育の推進

▶ 取組内容

① 小中一貫英語教育カリキュラムの充実

- 英語によるコミュニケーション力の素地及び基礎としての資質・能力を育むため、小中一貫英語教育カリキュラムの充実を図ります。

② A L Tの有効活用

- 児童生徒が日常的に英語を使用し、外国人とコミュニケーションを図る機会を創出するため、A L Tの全校常駐配置を引き続き実施するとともに、イングリッシュ・サマースクールなどを実施し、普段の学校生活以外でもA L Tの有効活用を図っていきます。

③ リンツ市との中学生交流の充実

- 本市の姉妹都市であるオーストリア共和国のリンツ市との中学生海外交流事業を更に充実し、一層の国際交流を推進します。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
「英語が好き」と答える児童の割合（小学校）	88.0%	93.0%
「英語が好き」と答える生徒の割合（中学校）	66.0%	71.0%

■ 基本目標 ▶ 未来への飛躍の礎を築く

3 基本施策③ 健全な青少年の育成

<目指すところ（ねらい）>

- 学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで未来を担う子どもを育てる意識を持ち、「ふるさと那須塩原市」を愛する心豊かでたくましい青少年を育てることを目指す。

■ 現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化、高度情報化が進展するとともに、家庭・地域の教育力の低下、地域のつながりが希薄化する傾向にあるなど、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しています。
- こうした中、青少年による非行や犯罪の発生件数は、減少傾向にあるものの、SNSの発達によるネットいじめや個人情報の流出など、ネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じています。
- 次代を担う青少年が夢と希望を抱き、健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となって、青少年を取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んでいく必要があります。
- また、青少年の社会参加活動を促進し、地域で活躍できる青少年のリーダーを育成することも求められています。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ 青少年の健全育成体制の整備
具体的施策②	▶ 地域ぐるみでの青少年健全育成活動の推進
具体的施策③	▶ 青少年のリーダー的人材育成の推進

● 具体的施策① 青少年の健全育成体制の整備

▶ 取組内容

① 青少年健全育成組織の充実

- 未来を担う子どもたちを健やかに育てるために、学校・家庭・地域が連携・協働して、「那須塩原版地域学校協働本部」の組織化を進めるとともに、その支援に努めます。

② 巡回指導活動及び相談体制の充実

- 少年指導員などによる巡回指導活動を実施し、青少年の不良行為や問題行動の早期発見、未然防止を図ります。また、困難を抱えている青少年やその家族をきめ細かく支援するため、相談支援機関との連携を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。

③ 正確な知識の普及と啓発活動の推進

- 街頭広報活動を実施し、性や喫煙・薬物等に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
少年指導員数	124人	135人

● 具体的施策② 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進

▶ 取組内容

① 子どもを守る活動の推進

- 児童生徒の登下校時の安全を守るために、こどもを守る家の設置やスクールガードの配置を実施し、地域で子どもを見守る環境の整備に努めます。

② 青少年の社会参加促進

- 青少年が社会の一員であることを自覚し、社会性やリーダーシップを身に付けることができるよう、他者との交流機会の提供に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
こどもを守る家の設置数	1,481 件	1,530 件

● 具体的施策③ 青少年のリーダー的人材育成の推進

▶ 取組内容

① 生活体験や自然体験の充実

- 職場体験やボランティア体験、自然体験活動などを通じ、青少年の自立心、主体性、協調性を育み、地域で活躍できる青少年のリーダー育成に努めます。

② 青少年健全育成団体への支援

- 青少年に関わる団体に対し、自主活動を促進するために必要な支援を行います。

③ 青少年のリーダー育成

- 青少年の活動の場や機会を提供し、青少年の育成に尽力している団体とも連携しながら、地域で活躍できる青少年のリーダーの育成に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
青少年の参画・活動機会の提供数	11 件/年	16 件/年

■ 基本目標 ▶ 生きがいのある充実した人生を築く

4 基本施策④ 生涯学習の充実

<目指すところ（ねらい）>

○ 市民一人ひとりが生涯にわたって、それぞれのライフステージに応じ、主体的に学び続ける生涯学習社会の実現を目指す。

■ 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化、高度情報化の進展など、社会構造が変化し、また、経済情勢の変動、個人のライフスタイルの多様化など、急激に社会全体が変動している状況の中、教育基本法第3条で定める生涯学習社会の構築は、更にその重要性を増しています。その柱である「あらゆる機会にあらゆる場所で学習できる環境づくり」については、従来から生涯学習施設の整備や市民ニーズに対応した講座、研修等の実施など、その充実に努めており、今後においてもニーズを的確に把握し、内容を更に充実することが求められています。
- 一方で、もう一つの柱となる「学習した成果を適切に生かせる社会づくり」については、市民が生涯学習に関心を持ち、自主的に学び、それを生かす活動を展開するという点では十分とは言えないことから、市民が自主的に取り組む生涯学習活動の活発化が求められています。
- また、生涯学習の一つである「家庭教育」は、少子化・核家族化・経済格差の拡大などの様々な要因から、その重要性が増していますが、十分な事業展開が図られていないことから、学校・家庭・地域の連携を図り、地域の教育力の向上による「家庭教育」の推進が求められています。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ 学習機会の充実
具体的施策②	▶ 学習活動のきっかけづくり
具体的施策③	▶ 学習成果の活用支援
具体的施策④	▶ 家庭教育の充実
具体的施策⑤	▶ 地域教育力の向上

● 具体的施策① 学習機会の充実

▶ 取組内容

① 専門的学習機会の提供及び内容の充実

- 生き生きと心豊かに人生を送ることができるよう、乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期などそれぞれのライフステージに応じた、多様な市民の学習ニーズに合った学習機会の提供に努めます。

② ライフステージに合わせた社会教育施設での講座、展示会、研修等の実施

- 様々な学習機会を市民に提供するため、身近な社会教育施設において、市民一人ひとりのライフステージに応じた各種講座や展示会、研修等を実施していきます。

③ 社会教育施設の整備及び適正な管理

- 生涯学習の活動及び発表の場等を提供するため、新たに黒磯駅前に図書館を整備するほか、文化会館や公民館など、社会教育施設の計画的な整備及び適正な管理に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
市民大学地域いきいき学部受講者延べ人数	1,827 人/年	2,700 人/年

● 具体的施策② 学習活動のきっかけづくり

▶ 取組内容

① イベントを通じた継続的な学習意欲の向上及び参加意識の醸成

- 各種イベントを通じ、継続的な学習意欲の向上及び参加意識の醸成を図っていきます。

② 市広報誌、情報誌や市ホームページ、SNS等による学習情報の提供

- 学習の内容を充実させると同時に、より多くの市民が参加できるよう、市広報誌をはじめSNSなども有効に活用しながら広報活動の強化に努め、学習情報の提供に努めます。

③ 子どもの読書活動の支援

- 那須塩原市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備を図るなど、子どもの読書活動を支援していきます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
「なすしおばら まなび博覧会」の来場者数	3,800 人/年	10,000 人/年

● 具体的施策③ 学習成果の活用支援

▶ 取組内容

① 市民講師による講座の実施

- 生涯学習で学んだ市民や団体がその学習成果を地域に還元するため、自らが講師となって地域活動や他の市民・団体を対象に講座を実施できるよう、その場や機会の提供に努めます。

② 育成した指導者による生涯学習活動等への支援

- 「学びの循環」の構築を図るため、育成した人材が学習成果を地域社会に還元できるよう活躍の場の提供を図るなどの必要な支援を行います。

③ 講座等を通じて形成された自主活動グループへの支援

- 各種講座等を通じて自主的に形成された生涯学習活動グループに対し、継続して活動していくことができるよう必要な支援を行います。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
生涯学習出前講座の実施数（市民編）	6 件/年	20 件/年

● 具体的施策④ 家庭教育の充実

▶ 取組内容

① 家庭教育相談体制の充実（家庭教育オピニオンリーダーの活用）

- 全ての教育の出発点である家庭教育は、「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものであり、家庭教育オピニオンリーダーをはじめ、地域の多様な人材の力を活用しながら、家庭教育相談体制の充実を図ります。

② 家庭教育支援事業の実施

- 子育てに関する講座や相談などの家庭教育支援に取り組んでいくとともに、家庭教育支援に関わる人材（家庭教育オピニオンリーダー）の育成を図っていきます。

③ 親学習等を通じた学びと交流機会の提供

- 子どもを持つ親同士のネットワークづくりを促進するため、親学習を実施するなど、交流の場の提供に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
出前講座親学習の実施数	27回/年	35回/年

● 具体的施策⑤ 地域教育力の向上

▶ 取組内容

① 地域学校協働本部の設置及び支援

- 未来を担う子どもたちを健やかに育てるために、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを核としながら、「那須塩原版地域学校協働本部」の組織化を進めるとともに、その支援に努め、地域教育力、家庭教育力の向上を図ります。

② 地域コミュニティ組織の育成及び活動支援

- 学校・家庭・地域の円滑な連携・協働を進めるための地域コミュニティ組織の育成を図ります。

③ 地域コーディネーターの育成

- 学校・家庭・地域の連携・協働を深めるため、「那須塩原版地域学校協働本部」の組織化を進めるとともに、地域と学校を円滑につなぐ人材（地域コーディネーター）の育成を図ります。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（現状）	H33（目標）
地域学校協働本部の設置数	—	10組織

■ 基本目標 ▶ 生きがいのある充実した人生を築く

5 基本施策⑤ 芸術・文化環境の充実

<目指すところ（ねらい）>

○市民が多様な芸術文化に身近に触れ、また、文化財が適切に保存・継承され、市民一人ひとりが地域とその歴史を学ぶことで、ふるさとへの愛着と誇りが生まれる素地を醸成することを目指す。

■ 現状と課題

- 近年、人々の価値観の多様化に伴い、物の豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいのある充実した生活が求められています。潤いのある心豊かな暮らしを実現するためには、芸術・文化活動の充実を図ることが重要になります。
- また、芸術文化に対する市民の要求は、多様化する傾向にあることから、身近に多様な芸術文化に触れる機会の充実を図ることが求められています。
- 本市には、長い歴史の中で形づくられた有形無形の文化の蓄積があり、これまで大切に保存伝承されてきました。今後は、それらの貴重な文化財を有効に活用しながら、新たな文化を創造発展させることが求められています。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ 芸術・文化活動の充実
具体的施策②	▶ 文化団体の育成・支援
具体的施策③	▶ 文化財の有効活用

● 具体的施策① 芸術・文化活動の充実

▶ 取組内容

① 優れた芸術・文化に触れる機会の提供

- 市民の芸術・文化活動を活発化させるため、社会教育施設を中心に自主事業を展開し、市民が多様な芸術文化に触れる機会の提供に努めます。

② 小中学生に向けた鑑賞事業の実施

- 市民が意欲的に芸術・文化活動に取り組めるよう、市民参画による各種事業の開催に努めるとともに、子どものうちから身近に芸術文化に触れ、将来、芸術・文化活動の担い手となれるよう、小中学生向けの鑑賞事業の実施に努めます。

③ 地元音楽家等の人材の活用と新たな発掘

- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するため、地元音楽家等の人材を活用した事業を展開するとともに、新たな人材の発掘・育成に努めます。

④ 文化施設の適正な管理運営

- 充実した芸術・文化活動が展開できるよう、文化施設の適正な管理運営に努めます。

⑤ 文化施設の整備・改修の実施

- 市民の芸術・文化活動の拠点として充実した活動ができるよう、文化施設の計画的な整備・改修に努めます。

⑥ アートを活用したまちづくりの推進

- 1人1アートを促進するため、市民が身近に芸術に触れる機会の創出に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
文化振興事業※の鑑賞者数	8,568 人/年	13,000 人/年

※ 文化振興事業：市が主催・共催する芸術文化鑑賞事業（小学校演劇公演、移動音楽鑑賞教室、巡回伝統芸術教室、くろいそオペラ、那須野の大地ほか）

● 具体的施策② 文化団体の育成・支援

▶ 取組内容

① 市民文化団体活動への支援

- 地域に根ざした芸術・文化活動のより一層の推進を図るため、市民の芸術・文化団体の活動を支援していきます。

② 文化協会本会及び支部の運営、活動への支援

- 芸術・文化活動のより一層の発展に資するため、文化協会の運営、活動に対し、必要な支援を行います。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
文化協会会員数	1,229 人	1,400 人

● 具体的施策③ 文化財の有効活用

▶ 取組内容

① 新たな文化財の指定と既存の文化財の保護と維持管理

- 先人から受け継がれてきた文化遺産を後世に伝えていくため、文化財調査を行います。また、貴重な資料については、新たに文化財に指定するとともに、既に文化財に指定している史跡及び資料については、管理状況を把握し、適切な環境整備を行い、保護に努めていきます。

② 無形民俗文化財保存団体への支援

- 無形民俗文化財が継承されるよう保存団体に対し、必要な支援を行います。

③ 文化財を活用した地域活性化の推進

- 地域の活性化につながるよう、日本遺産の認定推進をはじめ、文化財群を有効に活用します。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
博物館展示室入館者数（附属施設を含む。）	22,736 人/年	35,000 人/年

■ 基本目標 ▶ 生きがいのある充実した人生を築く

6 基本施策⑥ 生涯スポーツの充実

<目指すところ（ねらい）>

○ 市民一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じて運動やスポーツに親しめる生涯スポーツの普及を目指す。

■ 現状と課題

- 少子高齢化や高度情報化が急速に進行する中、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、市民それぞれのニーズに合うスポーツ環境が求められています。本市においても、平成21年3月に策定した「那須塩原市スポーツ振興基本計画」に基づき、施設の整備をはじめ、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んできました。
- こうした中、国においては、平成24年に策定した「スポーツ基本計画」の施策目標として、「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%」を掲げ、スポーツ施策を推進してきました。
- しかしながら、本市が平成28年に実施したアンケート調査の結果では、週1回以上のスポーツ実施率は33.1%であり、平成20年の43%、本県平均の38.8%（平成27年県政世論調査）を下回っている状況にあります。
- 今後は、市民が生涯にわたって、それぞれのライフステージに応じ、気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツに親しみやすい環境づくりを図っていくとともに、より身近にスポーツを感じることができるよう普及啓発活動に取り組んでいく必要があります。
- また、平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック、平成34（2022）年に本県で開催される第77回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、スポーツに対する期待、関心が高まっており、大規模なスポーツイベントを受け入れ、支援する体制の構築が必要となっています。

■ 課題解決のための具体的な施策

具体的施策①	▶ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
具体的施策②	▶ 高齢者・障害者のスポーツ活動の推進
具体的施策③	▶ スポーツを身近に感じる環境づくりの推進
具体的施策④	▶ 大規模スポーツイベントへの組織的な支援体制の構築

● 具体的施策① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

▶ 取組内容

① 気軽に楽しめるニュースポーツ事業の促進

- スポーツをする人の年齢・性別・体力の違いやそれぞれのライフステージに対応した多様なスポーツライフの実現に向け、気軽にスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。

② 市民が親しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進

- これまで様々な理由でスポーツに親しむ機会がなかった人が気軽にスポーツに触れ、「生きがい」「健康づくり」「仲間づくり」を実現するため、それぞれの状況に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

③ スポーツへの関心を向上させるための情報発信力の強化

- 身近に楽しめるスポーツを発見するきっかけづくりを目的とし、多様なメディアを有効活用して適時適切にスポーツに関する情報を発信するなど、情報発信力の強化に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
スポーツへの関心度（する・見る）	—	50%

● 具体的施策② 高齢者・障害者のスポーツ活動の推進

▶ 取組内容

① 高齢者が地域で身近に親しめるニュースポーツ・レクリエーションの普及・情報発信

- 高齢者が地域で身近に楽しめるニュースポーツやレクリエーションのさらなる普及に向けた情報発信を図ります。また、高齢者・障害者だけでなく、全ての市民が同じステージでスポーツ・レクリエーションができるような機会、環境を創出します。

② 障害者スポーツの普及促進

- 障害者スポーツへの関心・理解を促進し、交流の輪を広げていくための体験教室を開催するなど、障害者スポーツの普及、認知度の向上に努めます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
スポーツへの関心度（する・見る）	—	50%

● 具体的施策③ スポーツを身近に感じる環境づくりの推進

▶ 取組内容

① スポーツ施設整備計画に基づく施設の整備

- スポーツ施設整備計画に基づき、市民の健康、体力づくりを推進するスポーツ施設の整備を図ります。

② 後期施設整備計画の推進

- 後期スポーツ施設整備計画を策定し、施設の整備と有効活用を図ります。

③ 総合スポーツの推進拠点（総合スポーツゾーン）の検討

- 新たな総合スポーツの推進拠点の研究を進めるとともに、老朽化の著しい現有施設の統廃合を検討し、県北中心都市にふさわしい総合スポーツの活動拠点の整備を検討していきます。

④ スポーツ教室の開催

- 市民が関心のあるスポーツ教室や講演会を開催し、スポーツの魅力を身近に感じる機会を創出することで、競技力向上及び新たなスポーツ活動への参加意欲の高まりを醸成していきます。

⑤ 観光資源等を活用したスポーツ大会等の開催・誘致

- スポーツツーリズムとして、観光資源を活用した大会等の開催、誘致に取り組めます。

⑥ 地域スポーツクラブとの連携、設立に向けたサポート

- 地域スポーツクラブの連携、設立に向けたサポート体制づくりを図ります。

⑦ 地域スポーツ指導者の育成

- スポーツ活動を通じて地域活性化に貢献できるよう、スポーツ推進委員会を中心とした地域スポーツ指導者の育成に努めます。

⑧ 各種スポーツ団体との連携強化及び育成・支援の継続

- 地域に根ざしたスポーツを推進するため、地域スポーツ指導者や各種団体との連携を強化し、人材育成や団体活動に必要な支援の推進に努め、スポーツ活動の更なる展開及び様々なニーズに対応する仕組みづくりを図っていきます。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
市スポーツ施設利用者数	527,372 人/年	600,000 人/年

● 具体的施策④ 大規模スポーツイベントへの組織的な支援体制の構築

▶ 取組内容

① スポーツボランティア組織の構築

- スポーツイベント時に適切かつ柔軟に対応できるスポーツボランティア組織の構築及びボランティアのリーダーを担う人材の育成に努めます。

② 県や競技団体との連携によるアスリートの育成

- 栃木県競技力向上基本計画を参酌し、「ジュニア層の育成・強化、成年層の強化、選手発掘」を3つの柱として各小中学校等や各種競技団体等との関係をさらに強化しながら、アスリートの育成に努めます。

③ 各種競技団体等の体制強化、競技力向上への支援

- 県や競技団体との連携により、アスリートを育成するとともに、各種競技団体等の体制強化を図るため、必要な支援を行います。

④ 指導者への資質向上に向けた支援

- 体育協会や各種スポーツ、レクリエーション団体等と連携を図りながら、日本体育協会公認のスポーツ指導員、ジュニアスポーツ指導員等の資格取得を目指す市民を支援する体制を整え、指導者の育成を図ります。

⑤ 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致

- 平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会や平成34（2022）年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向け、競技力向上を図るため、各競技団体や関係スポーツ団体と連携し、選手育成等に取り組むとともに、大会受入体制の整備を図ります。

▶ 参考指標（具体的施策の目標達成度を把握するための参考指標）

指標項目	目標値	
	H26（基準）	H33（目標）
スポーツボランティア組織の会員数	—	100 人

那須塩原市教育振興基本計画

▶ 発行者 那須塩原市教育委員会事務局教育部教育総務課
〒329-2792 那須塩原市あたご町 2 番 3 号
TEL:0287-37-5231 / FAX:0287-37-5479



那須塩原市教育委員会